

税効果、表示、遮断措置など

グループ通算制度適用の

会計処理・開示のポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士 森 さやか

【この章のエッセンス】

- 実務対応報告42号について、連結納税からの変更点や3月決算対応で特に確認を要した留意点を踏まえ、検討する必要がある。
- 通算グループの会計処理や表示にあたっては、通算グループ情報の収集と共有のための適切な対応が求められる。
- 特定繰越欠損金の控除計算が連結納税制度と異なるため、繰延税金資産の金額が変更される可能性がある。
- 各通算会社が納税義務を負うため、法人税および地方法人税の個別財務諸表上の計上額および表示の違いが生ずる点、通算税効果額の授受による表示と注記への影響について留意する。

はじめに

従来の連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下、「実務対応報告42号」という）が2022年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。グループ通算制度を適用している12月決算会社においては適用後初めての本決算となるため、期末に向け個別財務諸表における会計処理および開示について検討を開始していると考えられる。

本章では、期末決算に向けグループ通算制度および実務対応報告42号の概要を確認し、期末決算における会計処理および開示の概要と、3月

決算対応等で確認を要した事項や事例も留意点として解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

グループ通算制度の概要

グループ通算制度では、国税（法人税と地方法人税）を対象として、企業グループの一体性に着目し、通算グループ内の各社が通算前の所得を計算したうえで、通算グループ全体で損益通算等のグループ計算を行い、それをもとに各社の最終的な所得と税額を計算する。単体納税に比べてグループ全体の法人税額が減少するというメリットが生ずる点で従来の連結納税制度と共通であるが、

単体納税制度と同様に通算グループ内の各社が納税義務を負い、申告・納付を行う個別申告方式をとる点、また、原則として修正による他の法人への影響が遮断される措置がとられている点で連結納税制度と異なっている。

また、通算会社が申告納付を行う税額は、通算グループ内の他の通算会社との損益通算や欠損金の通算を行った後の課税所得をもとに算定されたものであり、当該通算等による税額の減少額を通算税効果額として、通算会社間での金銭等の授受が想定されている。

実務対応報告42号の概要

実務対応報告42号は、グループ通算制度を適用した際の法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示の取扱いを明らかにすることを目的として公表されたものである。連結納税制度との相違点に起因する会計処理を除き、連結納税制度における会計処理の取扱いを踏襲しており（実務対応報告42号40項）、グループ通算制度を適用する企業の連結財務諸表および個別財